

令和 7 年 11 月 12 日
消 防 庁

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について、令和 7 年 7 月 23 日（水）から令和 7 年 8 月 26 日（火）までの間、意見を公募したところ、17 件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

本改正では、可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）について、所要の改正を行うこととしています。

なお、概要については、別紙 2 を御覧ください。

2 意見公募の結果

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 7 年 7 月 23 日（水）から令和 7 年 8 月 26 日（火）までの間、意見を公募したところ、17 件の意見の提出がありました。

提出された意見及び意見に対する考え方は、別紙 1 のとおりです。

3 改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正省令等を令和 7 年 11 月 12 日に公布しました。

- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 101 号）【別紙 3】
- ・対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準の一部を改正する件（令和 7 年消防庁告示第 10 号）【別紙 4】



（事務連絡先）

消防庁予防課 服部補佐、松下

TEL 03-5253-7523（直通）

E-mail:yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。

【対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

本資料では、次のとおり略称を用います。

- ・法…消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・令…消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- ・規則…消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- ・対象火気省令…対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）
- ・告示…対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号）
- ・条例（例）…火災予防条例（例）（昭和 36 年自消甲予発第 73 号）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	○ 小型のコンテナハウスに六キロワット以下のサウナストーブを設置したものは簡易サウナ設備に該当するか。 該当するのであれば、簡易サウナ設備の定義に追加していただきたい。 【個人】	○ 今般の改正は、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」において、実験により安全性の検証を行ったバレル型及びテント型のサウナを対象としています。このため、これ以外のサウナに設けるサウナ設備については、簡易サウナ設備として取り扱わないこととしています。	無
No.2	○ 簡易サウナ設備の定義について、「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又	○ 今般の改正は、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」において、実験により安	無

	はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」と定義しているが、コンテナサウナ(箱型、鋼製)も屋外に設置されることが多く、バレル型サウナ(サウナ室のうち円筒形であり、木製)と同等の安全性を確保されることが予想される。 したがって、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、電気を熱源とするコンテナハウス(箱型、鋼製)も簡易サウナに追加してはどうか。 【個人】	全性の検証を行ったバレル型及びテント型のサウナを対象としています。このため、これ以外のサウナに設けるサウナ設備については、簡易サウナ設備として取り扱わないこととしています。	
No.3	○ 円筒形であれば簡易サウナに当たるが、四角だと当たらないというのは、不合理である。小屋のような建物を除きたいためとも考えられるが、出力要件を満たすのであれば、簡易サウナとして扱ってよいのではないか。出力要件だけでは不安なのであれば、サウナ室の大きさで区分するのが合理的でないか。 【個人】	○ 今般の改正は、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」において、実験により安全性の検証を行ったバレル型及びテント型のサウナを対象としています。このため、これ以外のサウナに設けるサウナ設備については、簡易サウナ設備として取り扱わないこととしています。	無
No.4	○ 簡易サウナ設備、特にテント型の物を「器具」ではなく、「設備」と取扱う理由はなにか。検討会の報告書にも転倒のおそれがあると書いてあり、テント型のものは出したり、しまったりすることも想定される。今まで、そういったものは「器具」として扱っていたのではないか。今後、そういったものまで、「設備」として扱われることで、固定などが求められるなど、対象火気省令にないことまで、規制がされることになるのではないか。 ○ 検討会の報告書のなかで、排気筒から周囲に熱が伝わるおそれについて	○ 簡易サウナに用いる薪ストーブは煙突等がありテントやバレルを貫通していること、電気ストーブもサウナストーンを常時積んでおり一定の重量があること、サウナストーンは使用時に転倒しないよう据え付けられる必要があること等を考慮し、テント型の簡易サウナ設備についても火気設備として扱うこととしています。 ○ 簡易サウナ設備には風道が存在しないため、対象火	無

	記載されているが、省令第 11 条第3号で簡易サウナが除かれることによって、次の第4号による可燃物まで 15cm 離す等の対策をとる必要がなくなっている。第4号は簡易サウナも含むべきではないか。 ○ 消火器を置けば緩和される項目があるが、消火器の維持管理はされるのか。また、しなければならないのか。規制がない場合、簡単に緩和すべきではないのではないか。 【個人】	気省令第 11 条第3号の対象外となり、第4号も対象外となります。 なお、簡易サウナ設備に附属する煙突については、条例(例)第 17 条の2(火を使用する設備に附属する煙突)に基づき対策が講じられるものとなります。 ○ 消火器は熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置するものであり、常に使用できる状態である必要があります。	
No.5	○ 改正後の対象火気省令第3条第8号に「簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室…電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)」とあるが、屋外その他の直接外気に接する場所とは、規則第 13 条第3項第6号にある「その他外部の気流が流通する場所」と同じと考えてよろしいか。異なる場合、どのような場所が該当するか。 ○ 改正後の対象火気省令第 15 条第7号ただし書きについて、「ただし、簡易サウナ設備(薪を熱源とするものに限る。)にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。」とあるが、簡易サウナ設備を防火対象物の屋上等に設置する場合、当該部分は規則第6条第5項に規定するその他多量の火気を使用する場所に該当するか。その他多量の火気を使用する場所に該当しない場合、改正後の対象火気省令第3条第8号に規定する簡易サウナ設備が該当しないということか。若しくは、改正後の対象火気省令第3条	○ 規則第 13 条第3項第6号に規定する「その他外部の気流が流通する場所」とは異なり、具体的には、防火対象物の屋上等に設置されることを想定しています。 ○ 簡易サウナ設備を防火対象物の屋上等に設置する場合は、規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」に該当します。	無

	第9号に定める一般サウナ設備も、その他多量の火気を使用する場所に該当しないということか。 ○ なお、その他多量の火気を使用する場所に該当する場合、改正後の対象火気省令第15条第7号ただし書きにて設置する消火器と兼用することは可能か。 【個人】	○ 熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置するものであるため、原則として、簡易サウナ設備専用のものとする必要がありますが、実態に応じて、兼用すること考えられます。	
No.6	○ 個人の庭先にあるバレル型サウナ、キャンプで使用するテント型サウナなど、簡易サウナは届出の対象となるか。 【個人】	○ 今般の対象火気省令等の改正と併せて改正する条例(例)では、個人が設けるものについては、火を使用する設備の設置の届出の対象外とすることとします。	無
No.7	○ 対象機器の燃料は薪、電気だが、灯油やガスは対象とならないのか。今後、サウナが普及するにつれて、灯油やガスを燃料とする機器の出現はないのか。 【個人】	○ 今般の改正は、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」において、実験により安全性の検証を行った薪又は電気を熱源とするバレル型及びテント型のサウナを対象としています。このため、これ以外のサウナに設けるサウナ設備については、簡易サウナ設備として取り扱わないこととしています。 なお、今回の検討では、普及が進み基準整備の必要性の高いテント型サウナ及びバレル型サウナを検証の対象として選定しています。	無
No.8	○ 薪の定格出力はどうやって分かるのか。 【個人】	○ 販売・製造メーカーの仕様書等を確認してください。記載のない場合はメーカーにお問い合わせください。	無
No.9	○ 異常時の安全を確保する装置等について、昨年度まとめられた報告書では、薪ストーブの異常時の安全を確保する装置等については、自動消火装	○ 自動消火装置については、炎検出装置と遮断弁を合わせたものや過熱防止装置等が該当します。消火器に	無

	置や消火器で対応するとあるが、この自動消火装置や消火器で必要となる規格はどのようなものか。家庭で薪ストーブを設置する場合はエアゾール式簡易消火具や住宅用消火器でも可能か。また、それらの維持管理について、法による消防設備点検と同様の点検は必要か。 ○ 届出について、資料には「個人使用の場合には…届出は不要」との記載があるが、個人事業として、個人で設置し、商業目的で利用料を徴する場合も届出不要か。 ○ 屋上等への設置について、資料には「簡易サウナ設備の普及につながる」との記載があるが、設置しやすくなることで、屋上やバルコニーに設置する事例も増える可能性がある。その場合、建築基準法、消防法等の法令違反や薪ストーブの使用による近隣トラブルにもつながることが考えられる。関連団体・メーカー・施工業者等を通じて違反・トラブルを発生させない取組みの要請を行う予定はあるか。 ○ 名称について、本改正案は「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更することも含まれているが、従前の「サウナ設備」についての規制に変更がないのであれば「一般」を追加する必要性はないのではないか。 【個人】	については、令第 10 条第 2 項の規定の例により設置してください。法第 17 条に基づき設置する消防用設備等ではないため、消防用設備等の点検義務はありませんが、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置する消火器のため、常に使用できる状態である必要があります。 ○ 今般の対象火気省令等の改正と併せて改正する条例(例)では、個人が設けるものは火を使用する設備の設置の届出の対象外としていますが、個人事業主が事業のために設置するものについては届出が必要となります。 ○ 設置にあたっては、消防法をはじめ、関係法令に適合する必要があります。関連団体への取組の要請についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。 ○ サウナ設備のうち、従前のサウナ設備を簡易サウナ設備と区別する観点から、サウナ設備という概念の中に「一般サウナ設備」と「簡易サウナ設備」をそれぞれ定義しています。	
No.10	○ 「簡易サウナ設備」の定義について、「トレーラー型サウナ」や「ログサウ	○ 今般の改正は、「可搬式サウナ等の特性に応じた防	無

	ナ」が含まれない理由はなにか。近年のサウナブームにより今後も様々な形態のサウナ設備が出現すると思われ、規定の整備等が後手になるのではないか。 ○ 定格出力六キロワットを超える薪や電気を熱源とするテント型サウナ又はバレル型サウナは、「一般サウナ設備」に分類される解釈でよろしいか。この場合、構造的に技術基準に適合させることは困難なため、事前相談時には定格出力六キロワット以下のものへ変更させ、「簡易サウナ設備」として必要な技術基準の指導をしても問題はないか。 ○ 簡易サウナ設備は、その構造上、比較的容易に組み立てや設置、移設及び撤去等ができることから、個人の住居に設けるものと同様に、届出は不要とすることが適当ではないか。 【個人】	火安全対策に関する検討会」において、実験により安全性の検証を行ったバレル型及びテント型のサウナを対象としています。このため、これ以外のサウナに設けるサウナ設備については、簡易サウナ設備として取り扱わないこととしています。 なお、今回の検討では、普及が進み基準整備の必要性の高いテント型サウナ及びバレル型サウナを検証の対象として選定しています。 ○ 前段については、お見込みのとおり、定格出力六キロワットを超える薪や電気を熱源とするテント型サウナ又はバレル型サウナに設けるサウナ設備は、「一般サウナ設備」に分類されます。後段については、今回の改正と直接関係ない内容ですが、各地域の行政手続条例等に基づき対処されるものと承知しております。 ○ 条例(例)第 44 条の規定は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災が発生した際に被害が大きいものの設置状況をあらかじめ消防本部において把握することを目的とした規定であることから、簡易サウナ設備にあっては、個人が設けるものを除き届出の対象とすることとしています。	
--	---	---	--

No.11	○ 条例(例)において、第 44 条(サウナ設備の設置の届出)、第7条の2(規制)については「簡易サウナ設備」及び「一般サウナ設備」の改正(整理)はしないのか。 ○ 簡易サウナ設備は改正の経緯からすると、個人の住居に設けるものでなくても届出の対象とはならない認識である。自治体ごとに条例改正が必要となる案件のため確認されたい。 【個人】	○ 今般の対象火気省令等の改正と併せて、条例(例)についても改正します。 ○ 条例(例)第 44 条の規定は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災が発生した際に被害が大きいものの設置状況をあらかじめ消防本部において把握することを目的とした規定であることから、簡易サウナ設備にあっては、個人が設けるものを除き届出の対象とすることとしています。	無
No.12	○ 改正後の対象火気省令第 15 条第7号ただし書き「(薪を熱源とするものに限る。)にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。」とあるが、3型の消火器でも設置すればよいと解釈してよろしいか。 【個人】	○ 令第 10 条第2項の規定の例により消火器を設置することを想定しています。	無
No.13	○ 簡易サウナ設備に関して、「定格出力」の定義を条文中に入れる必要はないか。 【個人】	○ 一般的な用語であるため、条文中に定義は不要と考えます。	無
No.14	○ 検討会における実験では、煙突と可燃物との接触について安全性を考慮する必要があるとまとめられていたが、省令案では一般サウナ設備についてのみ風道にかかる規制がされている。簡易サウナの煙突の規制はしないのか。	○ 簡易サウナ設備には風道が存在しないため、風道の規制の対象外となります。 なお、簡易サウナ設備に附属する煙突については、条例(例)第 17 条の2(火を使用する設備に附属する煙	無

	○ 検討会における追加実験の結果、金属製ガードの必要性について確認しているようだが、金属製ガードの規制を省令に盛り込まない理由は。 ○ 改正後の対象火気省令で定義するテント型サウナ室及びバレル型サウナ室『以外』の可搬型簡易サウナ（例として建築物内に可搬型サウナを設置する場合や、建築物内でバレル型サウナ室を設置する場合）は、簡易サウナではなく一般サウナの規制対象となるのか。 ○ テント型サウナ室とは、サウナ室のうちテントを活用したものをいうとされているが、テントの定義とは。材質や構造・規模の定義がない場合、設置者がテントと主張することをもってテントと判断するのか。 ○ バレル型サウナとは、いわゆる円筒型のバレル型のみを対象とするのか？例えば、バレル型サウナと同一の資材で造られ、面積も近似するが円筒ではなく小屋型となっている場合は、簡易サウナではなく、一般サウナとして規制の対象となるのか。	突)に基づき対策が講じられるものとなります。 ○ 追加実験において、ストーブ周囲に不燃材を用いたガードを設置した場合の周囲の可燃物に与える熱影響を確認した結果、ガードの素材や大きさにより周囲に与える熱影響に差があるため、今般の改正には盛り込まないこととしました。 ○ 屋外その他の直接外気に接する場所以外の場所に設置する場合は、一般サウナ設備に該当するものとなります。 ○ 今般の改正ではテントの定義について特段の規定を設けておりませんが、具体的には「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」において掲げられているもの等を想定しています。 ○ 今般の改正は、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」において、実験により安全性の検証を行ったバレル型及びテント型のサウナを対象としています。このため、これ以外のサウナに設けるサウナ設備については、簡易サウナ設備として取り扱わないこととしています。	
--	--	---	--

○ 改正後の対象火気省令の施行の際、すでに設置されている場合は、改正後の基準に沿うように改修・届出を求めるのか。 ○ 屋外その他の直接外気に接する場所に設けるものを対象としているが、当該場所の具体的な定義を示す予定はあるのか。例えばピロティ状の場所や、ドライエリア、マンションのバルコニーなどは該当するのか。 ○ 改正後の告示にて簡易サウナ設備の離隔距離を示されているが、当該離隔距離の判定にあたっては設置される簡易サウナの設置事業者が提出する資料により決定されるのか。防火性能評定など第三者が示すことを想定しているのか。また、簡易サウナ同士を近接して設置することも想定されるが、離隔距離の重複は認められるのか。 ○ 簡易サウナ設備ごとに離隔距離などが違ってくることが予想される。届出時に離隔距離などについて検証済みなのかは、どのような資料を基に判断することを想定しているのか。	○ 今般の改正は、規制の緩和をするものであるため、すでに設置されている場合は、届出等は不要なものと考えておりますが、各自治体において条例を定め、運用されているものであるため、各消防本部において判断されることとなります。 ○ 防火対象物の屋上等に設置されることを想定しています。 ○ 離隔距離の判定は設置事業者等が提出する資料を基に各消防長(消防署長)が行います。なお、製造事業者が実験により安全性を確認した距離を事業者団体である一般社団法人アウトドアサウナ協会がとりまとめ、ホームページで公表する予定です。 また、「簡易サウナ同士を近接して設置すること」の具体的な状況が明らかではありませんが、今回の改正における簡易サウナ設備については、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」で安全性の検証を行った範囲で設置することが必要となります。 ○ 離隔距離については製造事業者が実験により安全性を確認した距離を事業者団体である一般社団法人アウトドアサウナ協会がとりまとめ、ホームページで公表す	
---	---	--

	「基準適合性が確認されたもののリストを公表」とあるが、リストの更新はどういうやり方を想定しているのか？ 認定証のようなものはあるのか。 【個人】	る予定です。 なお、現時点において、認定証の発行等は予定しておりません。	
No.15	○ 「テント型サウナ室又はバレル型サウナ室」を屋内に設置する場合は一般サウナとして規制すると解してよろしいか。 ○ 「薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。」とあるが、 (1) 個人・法人等で設けるもの問わずに薪を熱源とする場合に必要な「消火器」は住宅用消火器でもよろしいか。 (2) また、簡易消火用具は認められないと解してよろしいか。 (3) 「消火器」の設置・維持等の留意事項はあるか。 ○ 「薪」の範囲について、木質ペレット、木材チップ等の形状の異なるものについても含むものとして解してよろしいか。 【個人】	○ 屋外その他の直接外気に接する場所以外の場所に設置する場合は、一般サウナ設備に該当するものとなります。 ○ 令第 10 条第 2 項の規定の例により消火器を設置することを想定しています。 なお、法第 17 条に基づき設置する消防用設備等ではないため、消防用設備等の点検義務はありませんが、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置する消火器のため、常に使用できる状態である必要があります。 ○ 木質ペレット、木材チップは薪には含みません。	無
No.16	○ ”簡易サウナ設備の定義は「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であつて、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」とする。”とあるが、市場にはガス燃料やエタノール等の液体燃料を熱源として用いる、テント型またはバレル型	○ お見込みのとおりです。	無

	サウナ室での利用を目的とした小型の放熱機器が既に流通している。上記のような放熱機器、及び今後開発される同様な熱源を用いる放熱機器は「簡易サウナ設備」ではなく一般サウナ設備の規定に則る必要があるという理解でよろしいか。 【個人】		
No.17	○ かつこ書にある「屋外その他の直接外気に接する場所に設ける」は、テント型サウナ室にのみかかるのか。それとも、バレル型も規定がかかるのか。 ○ かつこ書にある「屋外その他の直接外気に接する場所に設ける」とは、建物の屋上も該当するのか。 ○ 「一般サウナ設備」について、簡易給湯設備と給湯設備と同様に、「簡易サウナ設備」と「サウナ設備」としていただきたい。（サウナ設備に「一般」を入れることで、各本部に提出する用紙の変更や、作成送付と変更を有する必要があるため。） ○ 「簡易サウナ設備」及び「一般サウナ設備」は、規則第6条第5項に該当するのでしょうか。 ○ 簡易サウナ設備に設置する消火器は、法第17条に基づく消火器（検定品）とする必要があるか。ある場合は、法第17条の3の3に基づく点検が必要となるか。	○ テント型サウナ室及びバレル型サウナ室の両方にかかります。 ○ お見込みのとおりです。 ○ サウナ設備のうち、従前のサウナ設備を簡易サウナ設備と区別する観点から、サウナ設備という概念の中に「一般サウナ設備」と「簡易サウナ設備」をそれぞれ定義しています。 なお、湯沸設備についても、「簡易湯沸設備」と「給湯湯沸設備」のように、簡易的なものとそれ以外のものを書き分けています。 ○ お見込みのとおりです。 ○ 令第10条第2項に規定の例により設置されることを想定しています。 なお、法第17条に基づき設置される消防用設備等で	無

	○ 規則第6条各項に基づき設置する消火器と兼用は可か。 【個人】	はないため、消防用設備等の点検義務はありませんが、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置する消火器のため、常に使用できる状態である必要があります。 ○ 熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置されるものであるため、原則として、簡易サウナ設備専用のものとする必要がありますが、実態に応じて、兼用することも考えられます。	
--	--	---	--

○意見提出者数:17件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしています。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等について

消防庁予防課

1. 改正概要

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要性が生じている。

本改正においては、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容

第一 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

(1) 対象火気設備等の種類への「簡易サウナ設備」の追加【対象火気省令第 3 条関係】

簡易サウナ設備は、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するとともに、所要の改正を行う。

- ・ 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加
- ・ 対象火気設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更
- ・ 簡易サウナ設備の定義は「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであ

り、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」とする。

- (2) 簡易サウナ設備について火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造に係る規定の整備【対象火気省令第 10 条関係】

固体燃料（薪）を使用する簡易サウナ設備について、不燃材料で造ったたき殻受けを付設することとする。

- (3) 簡易サウナ設備について安全を確保する装置等に係る規定の整備【対象火気省令第 15 条関係】

簡易サウナ設備について、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。

ただし、薪を熱源とするものにあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

第二 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件

簡易サウナ設備について、周囲の可燃物との間の離隔距離（対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離）は、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする。

3. 施行期日

令和 8 年 3 月 31 日

4. 経過措置

なし

○総務省令第一百一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十二日

総務大臣 林 芳正

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(対象火気設備等の種類) 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十三号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十四号から第二十一号までに掲げる設備とする。 〔一〇七 略〕 八 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。） 九 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。） 十 略 第十條 〔略〕 〔一 略〕 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道並びにその被覆及び支柱を不燃材料で造ること。 〔三〇八 略〕 九 固体燃料を使用するストーブ及び簡易サウナ設備にあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設すること。 〔一〇十三 略〕 （周囲に火災が発生するおそれが少ない構造） 第十一條 〔略〕 〔一・二 略〕 三 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。 〔四〇九 略〕 （風道、燃料タンク等の構造） 第十四條 〔略〕 〔一 略〕 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとする。 〔三〇七 略〕 （安全を確保する装置等） 第十五條 〔略〕	(対象火気設備等の種類) 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。 〔一〇七 同上〕 〔新設〕 八 サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。） 九 同上 第十條 〔同上〕 〔一 同上〕 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道並びにその被覆及び支柱を不燃材料で造ること。 〔三〇八 同上〕 九 固体燃料を使用するストーブにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設すること。 〔一〇十三 同上〕 （周囲に火災が発生するおそれが少ない構造） 第十一條 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。 〔四〇九 同上〕 （風道、燃料タンク等の構造） 第十四條 〔同上〕 〔一 同上〕 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとする。 〔三〇七 同上〕 （安全を確保する装置等） 第十五條 〔同上〕

〔二〕六 略〕 七 簡易サウナ設備及び一般サウナ設備にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、簡易サウナ設備（薪を熱源とするものに限る。）にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。 〔八 略〕	〔二〕六 同上〕 七 サウナ設備にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 〔八 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。

○消防庁告示第十号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第五条及び第二十条の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第一号（対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十二日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
第三 離隔距離の決定 対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。 一 通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離） 二 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離）。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあつては、近接する可燃物の表面温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離） 第五 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあつては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返す試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離）とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。 「一〇三 略」	第三 離隔距離の決定 対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。 一 通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離 二 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあつては、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離 第五 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあつては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返す試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。 「一〇三 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和八年三月三十一日から施行する。